水産業改良普及事業交付金 漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金 （略） （削る） （略） （削る） （略） （削る） （略）			
	二		
	（略） （削る） （略）	（略）	（略）
	三		
	食料安全保障確立対策推進交付金（実験実用化に係るものに限る。） 農林水産業環境政策技術開発推進交付金（実験実用化に係るものに限る。） （略） （削る） （略）	（略）	（略）

水産業改良普及事業交付金 （新設） （略） 漁村活性化対策地方公共団体整備費補助金 （略） 地方創生整備推進交付金（地方創生道整備推進交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び地方創生港整備推進交付金を除く。） （略） 共同利用小型漁船建造費補助金 （略）			
	二		
	（略） 地方創生整備推進交付金（地方創生道整備推進交付金のうち林野庁の所掌に係るもの、地方創生汚水処理施設整備推進交付金のうち水産庁の所掌に係るもの及び地方創生港整備推進交付金に限る。） （略）	（略）	（略）
	三		
	食料安全保障確立対策推進交付金（実験実用化に係るものに限る。） （新設） （略） 先端技術活用林業推進事業費補助金（実験実用化に係るものに限る。） （略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、令和七年度予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産から適用し、令和六年度以前の予算に係る補助金等により取得され、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。